

第9回定時株主総会議事次第

報告事項

第9期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金支給の件

平成26年6月26日

本州四国連絡高速道路株式会社

第9回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	11
損益計算書	-----	13
株主資本等変動計算書	-----	14
個別注記表	-----	15
連結貸借対照表	-----	19
連結損益計算書	-----	21
連結株主資本等変動計算書	-----	22
連結注記表	-----	23
監査報告書 謄本	-----	30

事業報告

自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、地域に立脚する「瀬戸内企業」として、本州と四国を連絡する3本の高速道路（以下「本四道路」という。）の料金収受・交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店等の管理等を行っております。また、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業、地域と連携した観光振興等に取り組んでおり、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、地域社会に貢献する企業を目指しております。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、新会社発足時に、「お客様に安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実に努める」等を柱とする「経営理念」と、これに基づく社員の「行動規範」を定めました。また、平成20年に「瀬戸内企業ビジョン」を策定し、「地域との協働」等の7つの柱のもと、「経営理念」の実現のために様々な活動を体系的に実践していくこととしました。具体的には、中期経営計画として、平成21年に「JB本四高速 中期経営計画2009-2011」を策定し、「経営理念」実現のための企業活動を行ってまいりました。平成24年度には「JB本四高速 中期経営計画2012-2014」を策定し、引き続き効率的な業務運営に努めるとともに、お客様サービスの向上及び災害に強い道路を目指しております。

また、平成25年12月に国土交通省が発表した新たな高速道路料金に関する基本方針に基づき、平成26年2月に他の高速道路会社とともに新たな高速道路料金（案）を作成し、所要の手続きを経て平成26年3月に国土交通大臣から事業変更許可を受け、平成26年4月から新たな本四道路料金を導入しています。

この新料金のもと、当社は、全国路線網の一部を担う路線としての本四道路のより一層の利用促進に努め、引き続き、経営の透明化と効率化に積極的に取り組んでまいるとともに、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、事業運営を行ってまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成25事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受けました。これら協定及び事業計画に基づき、お客様に安全、安心、快適に利用していただくために、アセットマネジメントの考え方により道路構造物及び施設の計画的かつ効率的な維持・管理に努めました。

このうち、構造物及び施設の保全に関しては、点検による状態の把握に努め、舗装の重点的な補修、橋梁のコンクリート剥落防止対策を行うなど、適時適切に維持補修を実施しました。また、当社の経営理念である200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）の塗替塗装、更には、大規模地震発生時において広域応援部隊等が移動するための瀬戸内地域の各県庁所在地を結ぶ道路ネットワークの構築等、前期に引き続き諸対策を実施しました。当期においては、垂水ジャンクション～淡路インタ

ーチェンジ間の茶間川橋他1橋の耐震補強工事を完了し、その他3橋の工事を継続しています。

本四道路の通行料金については、次の料金割引を実施しました。

利便増進計画等による料金割引（ETC車限定）

- ・平日終日 全車種について30～50%割引
- ・休日終日 普通車、軽自動車等について50～約55%割引
- ・休日夜間0～4時 中型車、大型車、特大車について30%割引

また、企画割引についても、「与島PA Uターン割引」、「しまなみサイクリングクーポン」等を実施しました。

この結果、当期の本四道路の通行台数(出口の年累計交通量)は、39,988千台となり、前期比で2.8%増加し、料金収入は、65,354百万円となり、2.1%の増収となりました。これに、道路資産完成高8,564百万円及びその他の売上高179百万円を加えますと、高速道路事業の営業収益は、74,098百万円となりました。なお、当期においては、高速道路管理上必要な管理費・修繕費を確保しつつ、当初設定した約2億円のコスト削減を達成しました。

また、料金収入総額65,354百万円のうち、債務の償還に充てられる道路賃借料として当初協定額を9,030百万円上回る46,612百万円を機構へ支払いました。今後も機構への道路賃借料の着実な支払いを確保するとともに、引き続き更なるコスト削減に取り組んでまいります。

〔関連事業〕

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリア等の休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、サービスエリア・パーキングエリアをお客様に、より楽しくご利用いただくために、各種イベントを実施するとともに、快適空間の形成に向け淡路サービスエリア下り線のリニューアルを促進するなど、施設の充実に努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体及びJICAからの要請に基づく長大橋の施工検討、技術支援等を国内外において実施いたしました。加えて、国から一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、今治市から来島海峡大橋送水管添架工事を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

このほか、高架下を活用した占用施設活用事業（駐車場）を実施しました。

〔当期の業績〕

当期の高速道路事業営業損益については、料金収入等からなる営業収益が74,098百万円、営業費用が73,804百万円となり、高速道路事業営業利益は、293百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料、受託事業収入等を合わせた営業収益が2,974百万円、営業費用が2,832百万円となり、関連事業営業利益は、141百万円となりました。

この結果、両者を合わせた全事業営業利益は、435百万円となりました。これに、営業外収益213百万円及び営業外費用16百万円を加減した経常利益は、632百万円となりました。また、特別利益437百万円を加え法人税等を差し引いた当期純利益は、459百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

資金調達

当期において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額8,400百万円の借入れを行いました。

- イ．平成26年2月28日 3,900百万円
- ロ．平成26年3月28日 4,500百万円

設備投資

当期における設備投資の主な内容は、下記のとおりです。

- イ．当期に完成した設備
〔高速道路事業〕 料金機械等の更新
- ロ．当期において継続中の主要設備の新設・拡充
〔高速道路事業〕 料金機械等の更新

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期 (当期)
売上高(百万円)	62,577	67,099	69,454	77,073
当期純利益(百万円)	55	209	413	459
一株当たり当期純利益(円)	6.91	26.23	51.64	57.40
総資産(百万円)	39,273	45,583	48,388	50,218

(4) 対処すべき課題

当社は、重要な社会インフラである本四道路を安全・安心・快適に保ち、瀬戸内地域の経済の発展と生活の向上に資することを基本に、本四道路の一層の利用促進を目指し事業運営を進めてまいります。

〔高速道路事業〕

道路の管理については、代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、引き続き、計画的かつ効率的に構造物の維持・管理を行うアセットマネジメントの考え方により、適時適切な点検及び補修を行ってまいります。

事業の実施に当たっては、PDCAによるビジネスサイクルを徹底し、客観的・定量的な管理目標の設定と確実なフォローアップによるライフサイクルコストの極小化に努めてまいります。また、工事等の調達においては、入札・契約手続きの公正の確保及び透明性・競争性の向上を図るとともに、増加傾向にある入札の不調不落の改善に向けての新たな取り組みを進めてまいります。特に、構造物の維持管理が極めて重要になっている現在では、建設工事の時代とは異なる新たな点検補修等での技術開発が必要となっています。このため、社内に設置した保全技術交流の場を中心に本社と現場部門が一体となって点検面での科学的手法と実証実験に裏打ちされた補修方法等の確立に取り組めます。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、企画割引の活用、積極的な広報活動等を実施し、多くの方々に本四道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

平成26年3月27日には、本四道路の一層の利用促進を図るため「環瀬戸内海地域交流促進協議会」が設立されました。当社もこの協議会に参画し地域との連携を一層緊密にするとともに、独自に、インターネットを利用した顧客満足度調査を行い、ご意見・お問い合わせの分析等によりニーズを把握し、更なる利用促進に努めてまいります。特に、本四道路を媒介とした「せとうち美術館ネットワーク」の内容の充実により、瀬戸内地域のアートの魅力を全国へ発信し、地域の活性化に貢献してまいります。

〔関連事業〕

経営の安定及び成長のためには、お客様及び地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開、特に、サービスエリア・パーキングエリアの活性化が不可欠であります。

休憩所等事業については、本四道路をご利用いただくお客様の疲れを癒し、瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産の提供など、サービスエリア・パーキングエリアそれぞれの運営コンセプトを明確にし、お客様に喜ばれるようサービスの充実に努めてまいります。

また、鉄道施設、国関連の道路の管理等を着実にを行うとともに、国内外で、橋梁の調査・設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術及び技術者を活用した技術支援業務の拡大に努めます。

(5) 主要な事業内容

高速道路事業

- イ．料金収受及び交通管理
- ロ．維持・修繕等の管理

関連事業

- イ．休憩所等事業
- ロ．道路の維持・修繕、調査等の受託
- ハ．鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
- ニ．長大橋の調査・設計等受託
- ホ．その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4 - 1 - 22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388 - 1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

使用人の状況（平成26年3月31日現在）

使用人数 375名（前期末比 7名減）

平均年齢 47.1歳 平均勤続年数 25.3年

（注）1．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2．平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項は、ありません。

子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイサービ ス株式会社	50	100	休憩所等事業、料金収受管理、交 通管理
株式会社ブリッジ・エ ンジニアリング	50	100	点検管理、長大橋維持修繕
J B ト - ルシステム株 式会社	30	100	料金収受機械保守整備、料金収 入・交通量のデータ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,849
株式会社三井住友銀行	1,876

2. 株式に関する事項

発行可能株式総数 32,000,000株

発行済株式の総数 8,000,000株

当期末の株主数 11名

株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
国土交通大臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三原修二	代表取締役社長 会社の経営の総理	一般財団法人 兵庫県雇用開発協会理事長
岸本良孝	取締役 常務執行役員 (経営計画室、安全技術部、保全部、長大橋技術センター)	
上野進一郎	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
中島義勝	取締役 常務執行役員 (総務部、利用促進・お客様サービス室、監査室)	
藤村鉄彦	監査役(常勤)	
新 尚一	監査役	神栄株式会社相談役
本多佑三	監査役	関西大学総合情報学部教授

- (注) 1. 取締役原田秀逸氏は、平成25年6月30日をもって、辞任により退任しました。
 2. 監査役新尚一氏及び本多佑三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 神栄株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	66	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	21	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	8	88	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	新 尚一	当期開催の取締役会12回のうち10回及び監査役会 9 回のうち 8 回に出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	本多佑三	当期開催の取締役会12回全て及び監査役会 9 回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	-

5 . 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務に対する報酬を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である、税効果会計導入に関する講習会についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。(最終改正：平成24年4月24日)

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助は、監査室に所属する使用人が行います。また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

平成26年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		14,966	
高速道路事業営業未収入金		6,050	
未収入金		174	
未収収益		2	
短期貸付金		0	
有価証券		7,200	
仕掛道路資産		3,555	
未成工事支出金		265	
貯蔵品		268	
受託業務前払金		84	
前払金		213	
前払費用		21	
その他の流動資産		18	
貸倒引当金		△ 1	
	流動資産合計	<u>32,822</u>	32,822
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	102		
構築物	2,258		
機械及び装置	3,519		
車両運搬具	258		
工具、器具及び備品	205		
土地	134		
リース資産	0		
建設仮勘定	566	7,046	
無形固定資産		<u>297</u>	7,343
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	6		
構築物	168		
工具、器具及び備品	2		
土地	4,830		
建設仮勘定	2		
	<u>2</u>		5,010
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	1,480		
構築物	61		
機械及び装置	2		
工具、器具及び備品	16		
土地	2,220		
建設仮勘定	2	3,783	
無形固定資産		<u>54</u>	3,837
投資その他の資産			
関係会社株式		248	
投資有価証券		803	
長期貸付金		6	
長期前払費用		0	
長期未収入金		6	
その他の投資等		145	
貸倒引当金		△ 6	
	固定資産合計	<u>17,396</u>	17,396
	資産合計	<u><u>50,218</u></u>	50,218

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		14,310	
1年以内返済予定長期借入金		0	
リース債務		0	
未払金		902	
未払費用		0	
未払法人税等		561	
預り金		468	
受託業務前受金		317	
前受収益		5	
賞与引当金		229	
その他の流動負債		0	
	流動負債合計	<u>0</u>	16,797
固定負債			
道路建設関係長期借入金		4,725	
その他の長期借入金		6	
受入保証金		55	
退職給付引当金		13,951	
役員退職慰労引当金		12	
ETCマイレージサービス引当金		1,070	
	固定負債合計	<u>19,821</u>	19,821
	負債合計		<u><u>36,619</u></u>
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		4,000	
	資本剰余金合計	<u>4,000</u>	4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	4,622		
繰越利益剰余金	977	5,599	
	利益剰余金合計	<u>5,599</u>	5,599
	株主資本合計		<u>13,599</u>
	純資産合計		<u>13,599</u>
	負債・純資産合計		<u><u>50,218</u></u>

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	65,354		
道路資産完成高	8,564		
その他の売上高	<u>179</u>	74,098	
営業費用			
道路資産賃借料	46,612		
道路資産完成原価	8,564		
管理費用	<u>18,628</u>	<u>73,804</u>	
高速道路事業営業利益			293
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	318		
鉄道管理受託業務収入	986		
その他受託業務収入	<u>1,670</u>	2,974	
営業費用			
休憩所等事業費	225		
鉄道管理受託業務事業費	986		
その他受託業務事業費	<u>1,620</u>	<u>2,832</u>	
関連事業営業利益			141
全事業営業利益			435
営業外収益			
受取利息		15	
有価証券利息		10	
土地物件貸付料		124	
雑収入		<u>64</u>	213
営業外費用			
支払利息		0	
雑損失		<u>16</u>	<u>16</u>
経常利益			632
特別利益			
固定資産売却益		<u>437</u>	437
税引前当期純利益			1,070
法人税、住民税及び事業税			<u>611</u>
当期純利益			459

株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	別途積立金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金	利益剰余金			
平成25年4月1日残高	4,000	4,000	4,338	801		5,140	13,140	13,140
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立			283	△ 283		-	-	-
当期純利益				459		459	459	459
事業年度中の変動額合計	-	-	283	175		459	459	459
平成26年3月31日残高	4,000	4,000	4,622	977		5,599	13,599	13,599

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金收受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 追加情報

個別計算書類においては、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表上における取扱いが、連結計算書類と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	8,547百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	187百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	753百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	167,210百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	8,975百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	37百万円
短期金銭債務	666百万円
長期金銭債権	---
長期金銭債務	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	355百万円
営業費用	6,089百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	21百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
	百万円
退職給付引当金	4,965
賞与引当金	81
E T Cマイルージサービス引当金	380
未払事業税	51
その他	22
繰延税金資産小計	5,501
評価性引当額	5,501
繰延税金資産合計	-

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	42,939百万円
一年以上	1,523,437百万円
合計	1,566,377百万円

平成26年3月14日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,376,311	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	46,612	高速道路事業営業未払金	12,778
							債務保証	債務保証(注)2	167,210	-	-
								債務保証(注)3	8,975	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)平成26年3月14日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,566,377百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,699.90円
一株当たり当期純利益	57.40円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

平成26年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		15,864	
未収入金		6,456	
有価証券		7,400	
たな卸資産		4,123	
短期貸付金		615	
繰延税金資産		93	
その他		363	
貸倒引当金		△ 1	
	流動資産合計		34,915
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	5,368		
機械及び運搬具	3,798		
土地	9,079		
リース資産	153		
その他	1,386	19,786	
無形固定資産		399	20,185
投資その他の資産			
投資有価証券		1,109	
長期未収入金		6	
繰延税金資産		52	
その他		252	
貸倒引当金		△ 6	1,415
	固定資産合計		21,600
	資産合計		56,516

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	14,967	
短期借入金	400	
1年以内返済予定長期借入金	0	
リース債務	50	
未払法人税等	760	
前受金	321	
賞与引当金	389	
その他	548	
流動負債合計	<u>17,438</u>	17,438
固定負債		
長期借入金	4,731	
リース債務	109	
長期未払金	526	
退職給付に係る負債	17,347	
役員退職慰労引当金	51	
ETCマイレージサービス引当金	1,070	
負ののれん	1,238	
その他	493	
固定負債合計	<u>25,568</u>	25,568
負債合計	<u><u>43,007</u></u>	43,007
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	
資本剰余金	4,000	
利益剰余金	8,282	
株主資本合計	<u>16,282</u>	16,282
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△ 2,772	
その他の包括利益累計額合計	<u>△ 2,772</u>	△ 2,772
純資産合計	<u><u>13,509</u></u>	13,509
負債・純資産合計	<u><u>56,516</u></u>	56,516

連結損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益		78,861	
営業費用			
道路資産賃借料	46,612		
高速道路等事業管理費及び売上原価	26,593		
販売費及び一般管理費	4,731	77,936	
営業利益			924
営業外収益			
受取利息		24	
有価証券利息		11	
土地物件貸付料		106	
負ののれん償却額		102	
雑収入		84	329
営業外費用			
支払利息		3	
雑損失		19	23
経常利益			1,231
特別利益			
固定資産売却益		483	483
税金等調整前当期純利益			1,715
法人税、住民税及び事業税			892
法人税等調整額			△ 29
少数株主損益調整前当期純利益			852
当期純利益			852

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成25年4月1日残高	4,000	4,000	7,429	15,429	-	-	15,429
連結会計期間中の変動額							
当期純利益			852	852			852
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					△ 2,772	△ 2,772	△ 2,772
連結会計期間中の変動額合計	-	-	852	852	△ 2,772	△ 2,772	△ 1,920
平成26年3月31日残高	4,000	4,000	8,282	16,282	△ 2,772	△ 2,772	13,509

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

J B ハイウェイサービス株式会社 株式会社ブリッジ・エンジニアリング J B トールシステム株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

株式会社ネクストウェイ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

株式会社ネクストウェイ

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

6. 会計方針の変更

(1)退職給付に関する会計基準の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が、2,772百万円増加し、その他の包括利益累計額が、2,772百万円減少しております。

(2) 未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

① 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

② 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌連結会計年度の貸借対照表においては、退職給付に係る負債が、164百万円減少し、繰越利益剰余金が、164百万円増加の予定です。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	10,232百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	167,210百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	8,975百万円
3. 圧縮記帳の注記について	
市街地再開発事業に伴う権利変換等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。	
圧縮記帳額	
(うち、建設仮勘定)	84百万円
(うち、土地)	1,400百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。

営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債等であります。

借入金は、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	15,864	15,864	—
(2) 未収入金	6,456	6,456	—
(3) 有価証券	7,400	7,401	1
(4) 投資有価証券	1,103	1,110	7
(5) 未払金	(14,967)	(14,967)	—
(6) 1年以内返済予定長期借入金	(0)	(0)	—
(7) 長期借入金	(4,731)	(4,731)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 未払金、(6) 1年以内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(7) 長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価格とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	42,939百万円
一年超	1,523,437百万円
合計	1,566,377百万円

平成26年3月14日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		百万円
退職給付引当金		5,204
賞与引当金		140
E T Cマイレージサービス引当金		380
未払事業税		67
その他		92
繰延税金資産小計		5,886
評価性引当額		△ 5,666
繰延税金資産合計		220
(繰延税金負債)		百万円
子会社時価評価差額		△ 73
繰延税金負債合計		△ 73
繰延税金資産（負債）の純額		146

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	93百万円
固定資産－繰延税金資産	52百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ネクストウェイ	兵庫県神戸市中央区	40	不動産賃貸等	所有直接100%	—	不動産賃貸等	資金の貸付	642	短期貸付金	614

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注) 2 取引が反復的に行われているため、各月平均残高を記載しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,376,311	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	46,612	未払金	12,778
							債務保証	債務保証(注)2	167,210	-	-
							債務保証	債務保証(注)3	8,975	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 平成26年3月14日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,566,377百万円であります。

(注)2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注)3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,688.67円
一株当たり当期純利益	106.55円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

また、当社は、厚生年金基金制度(建設関係法人厚生年金基金)を採用しております。

なお、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
退職給付債務の期首残高	22,441
勤務費用	937
利息費用	219
数理計算上の差異の当期発生額	△ 238
退職給付の支払額	△ 1,066
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>22,292</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
年金資産の期首残高	4,500
期待運用収益	45
数理計算上の差異の当期発生額	287
事業主からの拠出額	236

退職給付の支払額	△ 215
その他	90
年金資産の期末残高	4,945
<hr/>	
(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	百万円
積立型制度の退職給付債務	13,657
年金資産	△ 4,945
	8,712
非積立型制度の退職給付債務	8,634
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,347
<hr/>	
退職給付に係る負債	17,347
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,347
<hr/>	
(4) 退職給付に関連する損益	百万円
勤務費用	937
利息費用	219
期待運用収益	△ 45
数理計算上の差異の当期の費用処理額	477
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 39
その他	△ 93
確定給付制度に係る退職給付費用	1,457
<hr/>	
(5) 退職給付に係る調整額	百万円
退職給付に係る調整額（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	78
未認識数理計算上の差異	△ 2,851
合計	△ 2,772
<hr/>	
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
国内債券	26%
国内株式	20%
外国債券	8%
外国株式	20%
現金及び預金	4%
その他	22%
合計	100%
<hr/>	
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	1.0%

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横井 康 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重樹 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重 樹 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度（第9期）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システムの構築の基本方針）及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成26年6月3日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 藤村 鉄彦 ㊟

社外監査役 新 尚一 ㊟

社外監査役 本多 佑三 ㊟

第9回定時株主総会 議案及び参考事項

目次

第1号議案	剰余金処分案承認の件	1
第2号議案	取締役及び監査役選任の件	2
第3号議案	退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件	4

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分に関しましては、当社としては、機構との協定に基づいて、貸付料の着実な支払を行うことが重要であると認識しております。このため、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定しまして、高速道路事業に係る利益につきましては、昨年度に引き続き別途積立金として内部留保することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	293,236,997 円
-------	---------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	293,236,997 円
---------	---------------

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

取締役全員（4名）及び監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名及び監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、監査役の選任に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	三原 修二 (昭和21年1月27日)	昭和44年4月 川崎重工業株式会社入社 平成13年4月 同社執行役員汎用機カンパニーバイスプレジデント 兼汎用機カンパニー企画本部長 平成16年4月 同社執行役員総務部長 平成17年4月 同社執行役員人事労政部長 平成19年6月 同社代表取締役常務人事労政部長 平成20年4月 同社代表取締役常務経営企画部長 平成21年4月 同社代表取締役副社長 平成23年7月 同社顧問 平成24年6月 当社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 一般財団法人兵庫県雇用開発協会理事長	0株
2	上野 進一郎 (昭和30年9月6日)	昭和54年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成19年7月 国土交通省関東地方整備局道路部長 平成20年7月 同道路局有料道路課長 平成21年7月 同中国地方整備局副局長 平成22年8月 同大臣官房付 平成22年9月 当社常務取締役 平成22年12月 当社取締役常務執行役員 （企画部及び業務部） 現在に至る	0株
3	中島 義勝 (昭和32年11月18日)	昭和56年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成16年7月 国土交通省九州地方整備局総務部長 平成18年7月 同省海上保安庁海洋情報部企画課長 平成20年7月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当） 平成22年8月 日本下水道事業団経営企画部長 平成25年7月 当社取締役常務執行役員 （総務部、利用促進・お客様サービス室及び監査室） 現在に至る	0株
4	金崎 智樹 (昭和29年6月6日)	昭和56年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成23年4月 本州四国連絡高速道路株式会社企画部次長 平成24年6月 当社経営計画室長	0株

（注）各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	本 多 佑 三 (昭和22年 8 月13日)	平成 8 年 4 月 大阪大学経済学部教授 平成18年 4 月 大阪大学金融・保険教育研究センター長 平成18年 6 月 大阪大学大学院経済学研究科 研究科長・経済学部長 平成22年 4 月 大阪大学名誉教授 平成22年 4 月 関西大学総合情報学部教授 平成22年 6 月 当社監査役 現在に至る	0株
2	南 部 真知子 (昭和27年 9 月27日)	昭和50年 4 月 兵庫県入庁 昭和59年 5 月 同 退職 平成 8 年 4 月 株式会社神戸ハーバーサーカス入社 平成10年10月 同取締役 平成11年 8 月 株式会社パソナクルーザー（現株式会社神戸クルーザー）取締役 株式会社コンチェルト取締役 平成14年 4 月 株式会社神戸クルーザー取締役副社長 株式会社コンチェルト取締役副社長 平成18年 4 月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長 株式会社コンチェルト代表取締役社長 平成26年 4 月 株式会社神戸クルーザー会長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社神戸クルーザー会長	0株
3	池 田 憲 二 (昭和30年12月10日)	昭和53年 4 月 本州四国連絡橋公団入社 平成21年 7 月 本州四国連絡高速道路株式会社経理部次長 平成22年 6 月 当社業務部長 平成24年 7 月 当社経理部長	0株

(注1) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 本多佑三氏につきましては、学識経験者として深い知見を有しており、経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
南部真知子氏につきましては、会社経営者としての幅広い経験、見識により経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

取締役岸本良孝氏、監査役藤村鉄彦氏及び監査役新尚一氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を支給することとしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
岸本良孝	平成22年6月 当社常務取締役 平成22年12月 当社取締役常務執行役員 現在に至る
藤村鉄彦	平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る
新尚一	平成22年6月 当社非常勤監査役 現在に至る